

伊那市空家等対策協議会 議事概要			
開催年月日	令和3年11月22日(月)	回数	第6回(令和3年度第1回)
開催時刻	午前10時00分～午前11時05分		
場所	伊那市役所5階 502会議室		
出席者	【伊那市空家等対策協議会委員】 会長 戸田雅博 副会長 太田明良 委員 土屋秀夫、佐藤心吾、小澤登志男、大石博市、中山友悦、大村裕一、井上ゆう子、矢澤秀樹、稲邊謙次郎、 市長(代理：建設部長) 事務局 管理課		
欠席者			
議 事 概 要	1 開会 2 あいさつ 会長 3 協議・報告事項 (1) 地方公共団体からの要望を受けた国の対応状況について 説明：事務局 【質疑等】 特になし		
	(2) 特定空家等の指定に向けた候補物件の選定について 説明：事務局 【質疑等】 (委員) No. 49の空き家について、居住実態を把握しているか。たまに帰ってきているや、1年に2・3日泊まるなど居住実態はあるのか。 (事務局) この所有者の方は、別の地区に家を持っている。また、現地を確認する中では、建物内に入ることが不可能な状況であるため、居住実態はないと思います。 (委員) 前回の協議会で、危険度判定調査については専門家等の意見を聞きながら進めていくと説明があったが、今回調査を進めてきた経過について報告をしてもらいたい。 (事務局) 前回の協議会で、不動産組合や建築士会のご意見を頂きながら、併せて現地を見る中でとの意見がありました。また、一方では、建物内に立ち入ることができないとのご意見もいただき、部内で検討をしましたところ、外観目視で判定可能な応急危険度判定という手法が有効であるとなり、市に資格を有している職員もいますので、一緒に調査を行いました。 (事務局) 部内で検討する中でも、建物に入ることはできないので、今回この手法		
議 事			

概要	<p>を採用し調査を進めたことに対して委員の皆様にもご理解をしていただきたいと思います。</p> <p>(委員) 空き家所有者との連絡はどの様に行っているのか。</p> <p>(事務局) 現地簡易調査と同じ時期にアンケート調査を実施した。市が把握しているすべての空き家所有者に対してアンケートを送付して、回答等でご意見を頂戴している場合もある。アンケート調査等を行う中で、空き家の解体も年々進んできている。また、電話で空き家に関する相談を受ける場合もありその都度対応をしてきています。</p> <p>(委員) No. 49 の空き家所有者と交渉等を行っていると思うが、本人は何と言っているのか。</p> <p>(事務局) ご本人と直接意思疎通の確認のやり取りは行っていない。ただ、3 回程度危険な空き家であり改善してくださいと通知を出しているのです、ご本人にはその旨は届いていると思います。</p> <p>(委員) 今後はどのような予定で進むのか。</p> <p>(事務局) 今回の会議では、No. 49 の空き家を特定空家等の候補としてご提案をされており、協議会の意見を取りまとめて特定空家等の選定いただければ、市長が特定空家等として指定をし、助言・指導から行き改善が見られなければ、勧告・命令と進んでいくことになります。</p> <p>(委員) いつ頃を目安に行っていくのか。スケジュールは怎么样了なのか。</p> <p>(事務局) 具体的なスケジュールは持ち合わせていないが、駒ヶ根市の事例では、令和元年9月に指定をし、本年の6月に解体を実施している状況であります。</p> <p>(委員) 説明の中で、並行して指定をすることは難しいと話があったが、1つが指定されて、処理されるまでに2年かかれば、2年後に次の空き家を指定していくのか。指定後にいろいろな調査を行い指導や勧告を行い、所有者が改善の意思を示したら、総合順位で高い2位3位もどンドンと指定していかないと、時間ばかりかかり効率よく対応できないと思う。次の指定についてはどのように考えているのか。</p> <p>(事務局) 部内でも検討しているが、現時点ではスケジュール感をつかめていないが、指導や勧告の手続きの合間に時間的余裕もあると思う。ご提言のあった部分について、対応ができるか協議会等で相談をさせていただきながら進めていきたいと思ひます。総合順位2位の物件については、現在別の動きがありますので、別の動きの中で解消が図られて行く場合もあると思う。いずれにしても、ご指摘の件は検討していきたいと思ひます。</p> <p>(委員) 福祉の視点から話をさせていただくと、悪質的や意図があつて行政の指導に従わない人もいると思うが、中には認知症が進んで通知の内容を理解できない人もいる。また、知的障害のある子どもと、親御さんが住んでいて、親</p>
----	---

御さんが高齢化で対応できず、子どもの代に変わった時に障害があり、話がわからないという事例も市内で顕在化してきている。保健福祉の部局とも連携をして、助言・指導などの対応を進めてもらいたい。

(事務局) 貴重なご意見ありがとうございました。

(委員) 特定空家等の指定について、協議会の意見を聞いて市長が指定するまでの流れはどのようになるのか。

(事務局) 本日の協議会でご意見を賜り、この物件を指定していこうとなれば、市長に報告をし、指定に向けた判断を仰ぎたいと思う。

(委員) 決裁だけでいいのか。法的には問題ないのか。

(事務局) 再度協議会を開催し指定の協議を行う場合も、決裁で指定することも法的にはどちらも可能です。

(委員) 特定空家等の指定に向けて、4項目を客観的評価で出された点数だと思う。その中での得点が高いものが、危険度が高いものと思われるので、No. 49の空き家について、各委員で検討して特定空家等の指定に推挙する案件かどうかの是非を取って見たらどうか。その後は、福祉の話もあったので総合的に勘案して事務局で進めていただければと思います。

(委員) 特定空家等の候補と決まった場合に、市長が指定するまでの期間はどのくらいかかるのか。

(事務局) 事務手続きとしては1カ月もかからないと思う。

(委員) 市長が指定した場合には、公告されるのか。

(事務局) 公告の必要性と内容について確認します。

(委員) 指定後の事務も大変だとの話なので、事務手続きについては法律に従って進むところもあると思うが、なるべく簡易的に進めた方がいいと思う。

(会長) 候補物件について、特定空家等の指定に向けて協議会としての意見が出されました。事務局は、法律に基づいた手続きを進めてください。

(委員) 指定されれば、助言・指導が進むが、助言・指導の内容を教えてください。

(事務局) 参考資料1のガイドラインで示されている通知等を参考にして、手続きを進めていきます。

(委員) 資料に措置の期間とあるが、次に進む場合の期間はどのくらいか。

(事務局) どの程度の期間を取るかは現時点では不明だが、調査等を行いながら検討したいと思います。

(会長) 特定空家等の指定に向けて対応方針が決まった。今後の状況が不明なので、どこかで協議会を開催し、委員と情報共有を図る場を設けてほしい。

(委員) 協議会の目的は、空家法の第7条に規定されている協議会という理解でいいか。

(事務局) そのとおりです。

(事務局) 今頂いたご意見を含めて、特定空家等の指定は協議会の意見を聞いて市長が指定することになっている。措置の期間等の目安などを調査してご意見いただいた部分について報告できる機会を設けたいと思います。

4 その他

- ・ 第4回空き家総合相談会（8月12日（木）箕輪町で開催）

5 閉会